

茨木市総合住民健康診査事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、総合住民健康診査（以下「健診」という。）を実施することにより、疾病の早期発見及び早期治療を促進し、並びに生活習慣病を予防し、もって市民の健康の保持増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2 健診の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条に規定する特定健康診査、第125条第1項に規定する健康診査又は茨木市健康増進健康診査事業実施要綱（平成20年7月15日実施）に基づく健康診査を受診する際に、併せて茨木市内の委託医療機関等で受診を希望する者

(健診の実施方法)

第3 健診は、次の各号に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 市長が指定する医療機関において実施する個別健診
- (2) 茨木市保健医療センター内において実施する集団健診
- (3) 市内公共施設等において実施する巡回健診

2 健診の結果は、次の各号に掲げる健診の区分に応じ、当該各号に定める方法により当該検診を受診した者に通知するものとする。

- (1) 個別健診 健診を行った医療機関が通知する方法
- (2) 集団健診 茨木市保健医療センターの指定管理者（以下「指定管理者」という。）が通知する方法
- (3) 巡回健診 健診を行った医療機関又は市長が通知する方法

(健診の内容)

第4 健診の内容は、別表のとおりとする。

(健診の費用)

第5 健診の費用は、無料とする。

(指定管理者が行う業務)

第6 指定管理者が行う業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 集団健診
- (2) その他健診の実施に必要な業務のうち、市長が指定するもの
(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、健診について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年7月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表

尿 検 査	潜血
血 液 検 査	総ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、コリンエステラーゼ、 総コレステロール、尿素窒素、尿酸、クレアチニン、白血球数、赤血 球数、血色素量、ヘマトクリット値